

標 題 : 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置にかかる今後の取り扱いについて
発信番号 : 自治労情報2023第0166号
発信日付 : 2023年9月26日
宛先(団体) :
宛 先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は、9月22日、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置にかかる今後の取り扱いの周知について、事務連絡を発出しました。

同事務連絡は、「妊娠中および出産後の女性労働者が保健指導または健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、2023年9月30日まで延長されていた新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類移行後も、引き続き新型コロナウイルス感染症に感染するリスクに起因する不安などの症状について、母体または胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主は、時差通勤や勤務時間の短縮、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の保健指導または健康診査に基づく必要な措置を講じる必要があることを、事業主等に周知徹底をはかるものとなっています。

詳細は、添付の事務連絡をご参照ください。

各県本部・単組におかれましては、当該事務連絡を踏まえた対応がなされるよう、労使での確認や組合員への周知をよろしくお願いいたします。

添付ファイル :
01_事務連絡.pdf
02-1_【別添1】厚労省通知.pdf
02-2_別紙:Q&A.pdf
03_【別添2】母健措置リーフレット(R5.9.30コロナ措置終了版).pdf